

いちご一会とちぎ国体
矢板市実行委員会
第1回常任委員会



いちご^{いちえ}一会とちぎ国体

The 77th National Sports Festival 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



日 時 令和元年8月22日(木) 15時30分

場 所 矢板イースタンホテル

C

C

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

第1回常任委員会次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 議案第1号

競技会開催推進計画（案） （P5～）

(2) 議案第2号

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会専門委員会規程（案） （P10～）

(3) 議案第3号

専門委員会の専門委員の定員及び構成（案） （P13～）

4 閉 会

<参考資料> （P19～）

- ① 総会から常任委員会への委任事項
- ② いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則
- ③ 常任委員会名簿
- ④ いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会組織体制図

C

C

議 事

C

C

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 競技会開催推進計画（案）

1 競技会開催推進計画の趣旨

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」を開催するに当たり、あらゆる場面を想定しながら万全の準備を行い、競技会を成功させるとともに、国体をきっかけとして新たな活力と賑わいを創出していくために、いちご一会とちぎ国体矢板市基本方針（令和元年8月22日決定）に基づきいちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会競技会開催推進計画を定めるものとする。

2 競技会開催に係る主要項目及び推進方針

主要項目	推進方針
総務、企画	県、競技団体、関係機関等と連携し、競技会の成功に向けて万全の準備を行うとともに、国体をきっかけとした市民の生涯スポーツの推進と矢板市の地域資源の魅力の発信に努めるものとする。
財務	県、関係機関の協力、支援のもと可能な限り財源を確保しつつ、限られた予算の中で効果的な競技会運営を目指すものとする。
歓迎接伴	選手、関係者及び一般の来訪者を温かくお迎えし、併せて矢板市の地域資源の魅力を発信することにより、「矢板に来てよかった」「矢板にまた来てみたい」と思える心のこもったおもてなしを提供するものとする。
競技	競技団体及び共催市町と連携し、国内最大のスポーツの祭典にふさわしい円滑かつ効率的な競技会運営を目指すものとする。
式典	簡素な装飾、演出に努めることを基本としつつも、創意工夫を凝らし、選手の思い出に残るような式典運営を行うものとする。
施設整備	常設施設及び仮設施設の整備について、市と実行委員会の適切な役割分担により競技会開催に必要な施設基準を充足させるとともに、国体後の有効活用を見据えた施設整備を実施するものとする。

リハーサル大会	競技団体及び共催市町と連携し、本大会を想定したリハーサル大会（サッカー、軟式野球）の運営を行うとともに、本大会に向けた課題抽出を行うものとする。
デモンストラ ーションスポ ーツ	栃木県オリエンテリング協会の主管による開催を基本としつつ、県民の国体開催の機運醸成のための施策として位置づけ、周知活動等の支援を行うものとする。
広報	市民の国体開催の機運醸成、参加意欲の向上のため、紙媒体、ウェブ、SNS 等各種メディアの活用、各種イベントでの周知活動に努めるとともに、実行委員会の運営状況についても積極的に情報発信していくものとする。
市民運動	市民の総力を結集し競技会の運営を行うことを目標として、子どもから大人まで市民一人ひとりが何らかの形で競技会に関わり、活躍できる環境を作っていくものとする。
ボランティア スタッフ	競技会の運営の一部をボランティアスタッフに担っていただくことを前提として、幅広い世代のボランティアスタッフを募集し、養成していくものとする。特に高校生、中学生を中心とした学生ボランティアに積極的に参加してもらい、学習の場として競技会を経験してもらうものとする。
文化プログラ ム	矢板市の文化、芸術等の地域資源の魅力発信のため、日本遺産等の文化財の活用、国体開催に関する記念事業の実施など、多種多様な文化プログラムを実施するものとする。
宿泊	選手、関係者及び一般の来訪者について原則として矢板市内の宿泊を斡旋するものとする。 配宿については、県、県内市町合同で実施するものとする。
衛生、医療救 護	食品衛生、環境衛生に最大限配慮して競技会運営を行うこと、及び国体に関わる全ての方の健康を確保することを目的として、医療機関その他の関係機関との連携を図るものとする。 競技会開催時に発生する選手、関係者、観客等の傷病に迅速に対応できるよう、医師、看護師、保健師等を適切に配置するものとする。
輸送	競技会場、練習会場と駅、駐車場、選手宿泊先との間の輸送について、安全かつ確実な輸送手段の確保に努めるものとする。 輸送用車両については、県及び関係機関の協力を仰ぎながら、必要数を確保するものとする。

交通	公共交通機関（競技会開催のために実行委員会で用意する輸送用車両を含む。）の利用を促進し、交通混雑の緩和と環境への負担軽減を図るとともに、近隣住民及び一般の通行者の安全の確保に努めるものとする。
警備、消防防災及び安全	競技会場その他関係施設周辺の治安の確保、災害の防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察、消防その他関係機関と連携を図るものとする。

3 競技会開催に係る年次計画案

年度 主要項目	令和元年度 開催3年前	令和2年度 開催2年前	令和3年度 開催前年	令和4年度 開催年
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会設立 ・矢板市基本方針決定 ・常任委員会開催 ・各専門委員会設置、人選 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会第2回総会 ・常任委員会開催 ・各専門委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会第3回総会 ・常任委員会開催 ・各専門委員会開催 ・リハーサル大会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会第4回総会 ・常任委員会開催 ・各専門委員会開催 ・本大会開催 ・実行委員会解散
総務、企画	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会開催推進計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・識別用品整備要項 ・支給用品等整備要項 ・遺失物拾得物取扱要項 ・競技会補助員編成計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会運営マニュアル作成 ・本大会競技会運営マニュアル作成 ・競技会係員、補助員研修実施 ・リハーサル大会競技会補助員編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会係員、補助員研修実施 ・本大会招待者の招待 ・競技会関係者の保険加入 ・本大会競技会補助員編成
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会、本大会必要経費推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会予算案検討 ・募金、企業協賛 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会予算案検討 ・募金、企業協賛 	<ul style="list-style-type: none"> ・募金、企業協賛 ・実行委員会解散に伴う清算
歓迎接待	<ul style="list-style-type: none"> ・歓迎接待基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・歓迎接待実施要項 ・案内所、休憩所、売店設置要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・歓迎接待係員研修実施 ・リハーサル大会歓迎接待実施 ・観光パンフレット等整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会歓迎接待実施 ・観光案内、特産品紹介
競技	<ul style="list-style-type: none"> ・競技別日程決定 ・競技運営基本計画 ・練習会場確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技用具整備計画 ・競技補助員編成計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会競技用具整備実施 ・リハーサル大会競技補助員編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会競技用具整備実施 ・本大会競技補助員編成 ・本大会競技記録、競技別成績集計

式典	<ul style="list-style-type: none"> ・式典基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・式典実施計画 ・式典開催要項 ・音楽隊編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会 会場別開始式 	<ul style="list-style-type: none"> ・炬火イベント実施 ・総合開閉会式への協力 ・本大会会場別開始式 ・本大会サッカー少年女子種別表彰式典
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場基本設計、実施設計 ・施設整備委託業者選定 ・通信設備整備計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信設備整備、動作テスト ・リハーサル大会会場仮施設設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会直前施設諸改修 ・本大会会場仮施設設置
リハーサル大会	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会実施内容検討（競技団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会開催要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会プログラム作成 ・リハーサル大会開催 ・本大会向け課題洗い出し 	
デモンストレーションスポーツ		<ul style="list-style-type: none"> ・デモンストレーションスポーツ開催日程等調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・デモンストレーションスポーツ実施要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・デモンストレーションスポーツ参加者募集 ・デモンストレーションスポーツ開催
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報基本計画 ・国体開催記念イベント（ボールゲームフェスタ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報実施計画 ・報道対応マニュアル ・記念事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会運営記録業務 ・記念事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会運営記録業務 ・大会報告書編纂
市民運動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民運動基本計画 ・いちご一会運動開始 ・国体ソング、国体ダンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民運動実施計画 ・花いっぱい運動（試験運用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ運動 ・花いっぱい運動（リハーサル大会用） ・応援のぼり旗 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ運動 ・花いっぱい運動（本大会用） ・応援のぼり旗 ・応援幕
ボランティアスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア運用基本計画 ・スポーツボランティア募集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア運用マニュアル ・ボランティア募集 ・協力団体募集 ・ボランティア研修開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア研修開催 ・リハーサル大会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・デモスポ開催支援 ・本大会開催支援
文化プログラム		<ul style="list-style-type: none"> ・文化プログラム内容事前検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化プログラム実施要項 ・文化プログラム対象事業募集、選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化プログラム実施

宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊基本計画 ・宿泊施設調査(県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業務実施要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会宿泊希望調査(選手、チーム) ・リハーサル大会配宿業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会宿泊希望調査(選手、チーム) ・本大会配宿業務
衛生、医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生基本計画 ・医療救護基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当調達要項 ・食品衛生対策要項 ・環境衛生対策要項 ・廃棄物減量対策計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当調達業者選定 ・リハーサル大会医療救護本部設置 ・リハーサル大会弁当調達 ・リハーサル大会環境衛生業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会医療救護本部設置 ・本大会弁当調達 ・本大会環境衛生業務
輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送業務実施要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地輸送計画 ・リハーサル大会輸送業務実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送用車両確保 ・本大会輸送業務実施
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・交通基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通業務実施要項 ・駐車場管理運営計画 ・会場外駐車場確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察等関係機関調整 ・リハーサル大会交通業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会交通業務
警備、消防防災及び安全	<ul style="list-style-type: none"> ・警備消防等基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備消防等業務実施要項 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防等関係機関調整 ・緊急時対応マニュアル策定 ・リハーサル大会警備消防等業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会警備消防本部設置

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則（令和元年8月22日制定。以下「会則」という。）第12条第7項第2号の規定により常任委員会（会則第10条第2号の常任委員会をいう。以下同じ。）が設置を決定したいちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、会則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第2条 専門委員会の名称及び常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。
（専門委員の定員等）

第3条 専門委員会の専門委員の定員及び構成は、常任委員会が別に定める。

2 専門委員は、必要があると認めるときは、複数の専門委員会に所属することができる。

（役員）

第4条 専門委員会に、役員として専門委員長1名及び副専門委員長若干名を置く。

2 専門委員長及び副専門委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会長が委嘱する。

3 専門委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副専門委員長は、専門委員長を補佐し、専門委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ専門委員長が指定した順位により、職務を代理する。

（会議）

第5条 専門委員会は、必要に応じて専門委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、専門委員長又は専門委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をした者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門委員長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第6条 専門委員会の事務を処理するため、専門委員会に事務局を置く。

2 専門委員会の事務局は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会事務局がこれを務める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、専門委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月22日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項
総務・企画専門委員会	(1) 総務及び企画に関すること。 (2) 財務に関すること。 (3) 歓迎接伴に関すること。 (4) 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技・式典・施設整備専門委員会	(1) 競技及び式典に関すること。 (2) 施設整備に関すること。 (3) リハーサル大会に関すること。 (4) デモンストレーションスポーツに関すること。 (5) その他競技、式典及び施設整備に関すること。
広報・市民運動専門委員会	(1) 広報に関すること。 (2) 市民運動に関すること。 (3) ボランティアスタッフの募集及び養成に関する こと。 (4) 文化プログラムに関すること。 (5) その他広報及び市民運動に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	(1) 宿泊に関すること。 (2) 衛生に関すること。 (3) 医療救護に関すること。 (4) その他宿泊及び衛生に関すること。
輸送・交通・安全専門委員会	(1) 輸送に関すること。 (2) 交通に関すること。 (3) 警備、消防防災及び安全に関すること。 (4) その他輸送、交通及び安全に関すること。

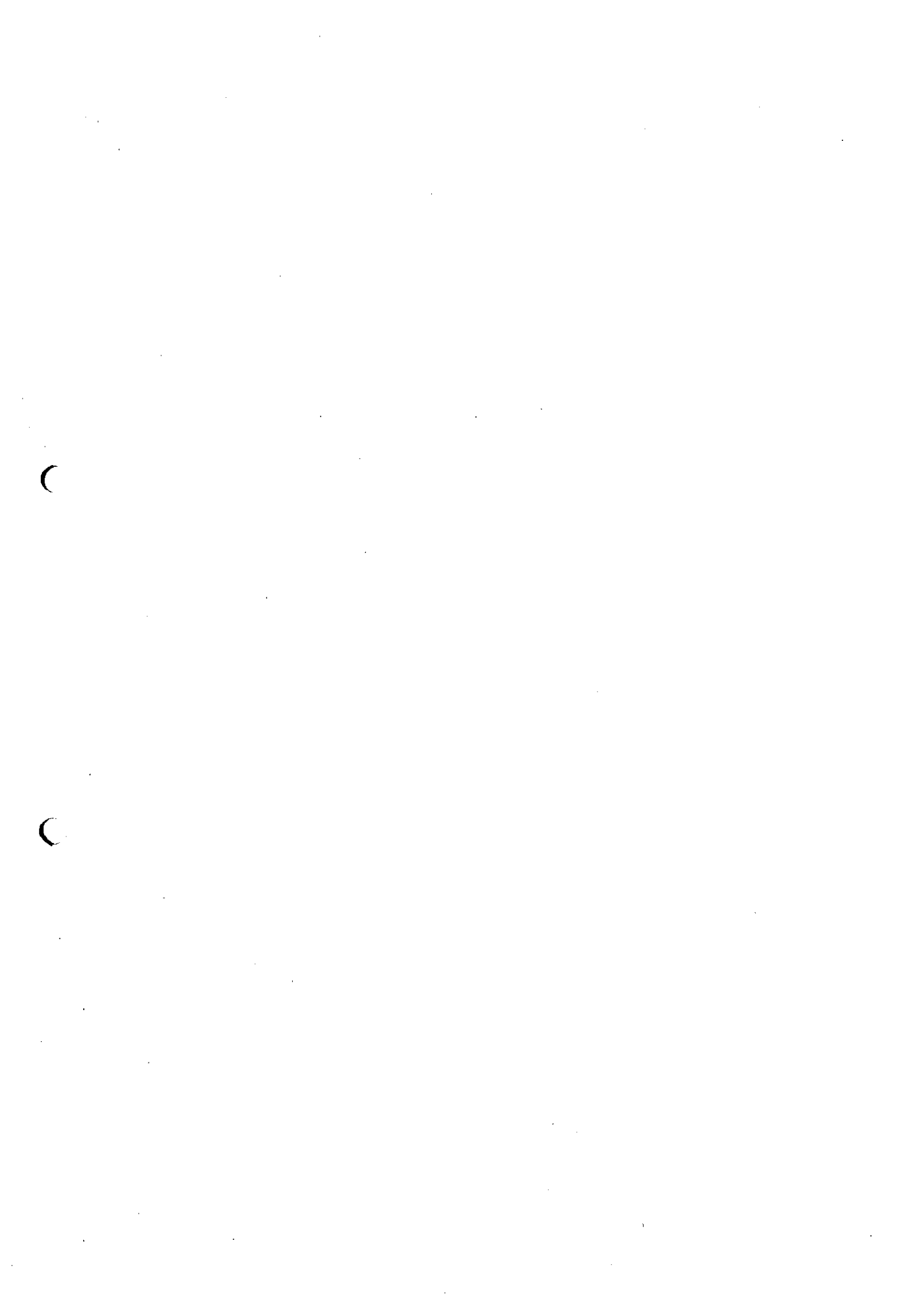
いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 専門委員会の専門委員の定員及び構成（案）

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会専門委員会規程（令和元年8月22日
常任委員会決定）第3条第1項の規定により定める専門委員会の専門委員の定数は次
の表の左欄に掲げる専門委員会ごとに同表の中欄に掲げる数とし、専門委員会の委
員の構成は同表の右欄に掲げる属性を満たす者のうちから一会とちぎ国体矢板市実
行委員会の会長が指名した者とする。

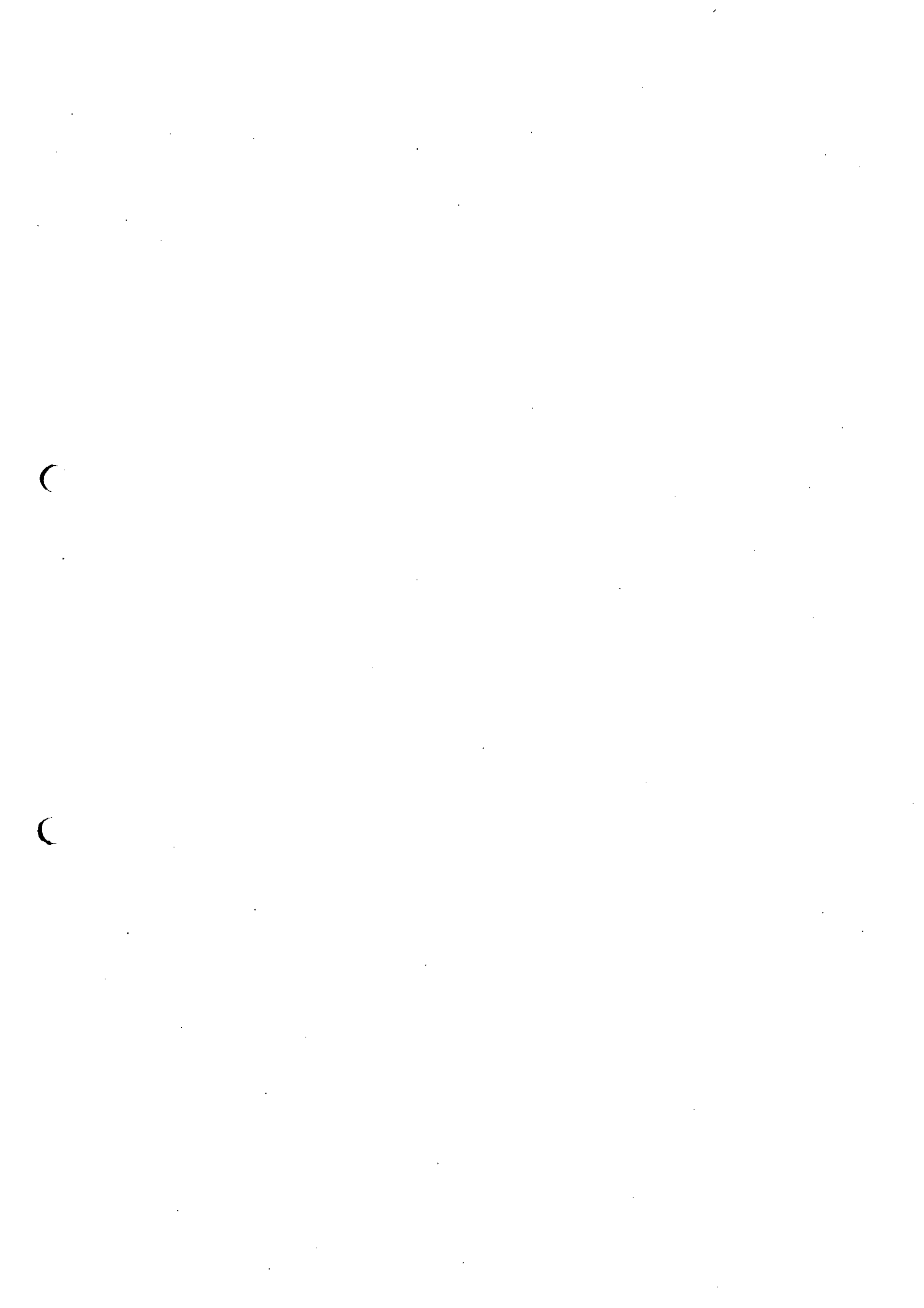
総務・企画専門 委員会	15名以内	(1) 矢板市商工会に属する者 (2) 塩野谷農業協同組合の職員 (3) 矢板スポーツコミッションに属する者 (4) 矢板市身体障害者福祉会に属する者 (5) 一般社団法人たかはらさくら青年会議所 に属する者 (6) 片岡地区コミュニティ推進協議会に属す る者 (7) 矢板市内の保育所(園)、幼稚園の職員 (8) 矢板市総合政策課の職員 (9) 矢板市社会福祉課の職員 (10) 矢板市農林課の職員 (11) 矢板市商工観光課の職員 (12) その他イベント企画、大会運営に精通し ている者
競技・式典・施 設整備専門委員 会	10名以内	(1) 矢板市サッカー協会に属する者 (2) 矢板市野球連盟に属する者 (3) 栃木県オリエンテーリング協会に属する 者 (4) 矢板市内の小中学校又は中学校において体 育主任である者 (5) 矢板市内の高等学校の教職員

		(6) 矢板市建設業睦会の会員企業の職員又は建設業務に精通している者 (7) 矢板市都市整備課の職員 (8) 矢板市教育総務課の職員 (9) その他競技運営等に精通している者
広報・市民運動 専門委員会	10名以内	(1) 情報通信業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (2) 行政区長 (3) 社会福祉法人矢板市社会福祉協議会の職員 (4) 矢板市文化協会に属する者 (5) 矢板市秘書広報課の職員 (6) 矢板市生涯学習課の職員 (7) その他広報活動又は市民運動に精通している者
宿泊・衛生専門 委員会	10名以内	(1) 観光業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (2) 宿泊業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (3) 飲食業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (4) 矢板市内の医療機関の職員 (5) 看護師又は保健師 (6) 矢板市健康増進課の職員 (7) 矢板市くらし安全環境課の職員 (8) その他宿泊業務又は衛生業務に精通している者
輸送・交通・安 全専門委員会	10名以内	(1) バス事業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者 (2) タクシー事業を営む者若しくはその職員又は当該業務に精通している者

		(3) 矢板警察署の職員 (4) 矢板消防署の職員 (5) 矢板市消防団に属する者 (6) 矢板市総務課の職員 (7) 矢板市建設課の職員 (8) その他輸送業務、交通業務又は安全業務に精通している者
--	--	---



参 考 资 料



いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

総会から常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る計画に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営に関すること。
- 3 広報及び市民運動に関すること。
- 4 宿泊及び衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備、消防防災及び安全に関すること。
- 6 その他競技会の開催に必要な事項に関すること。

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

会 則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において矢板市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 矢板市を代表する者
- (2) 矢板市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、矢板市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会を解散する日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、当該委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をした委員は、出席があったものとみなすことができる。
- 6 総会の議事は、出席した委員（あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をしたものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから1名を会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会の開催及び議事について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議する。

3 専門委員会は、調査審議した結果を常任委員会に報告しなければならない。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないときはこれを専決処分することができる。総会等の権限に属する事項で軽易なものについても、同様とする。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、当該専決処分の内容を次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定める。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたと認められたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年8月22日から施行する。

(準備行為)

2 実行委員会の設立及び運営に関し必要となる準備行為は、この会則の施行の日前においても、行うことができる。

参考資料③

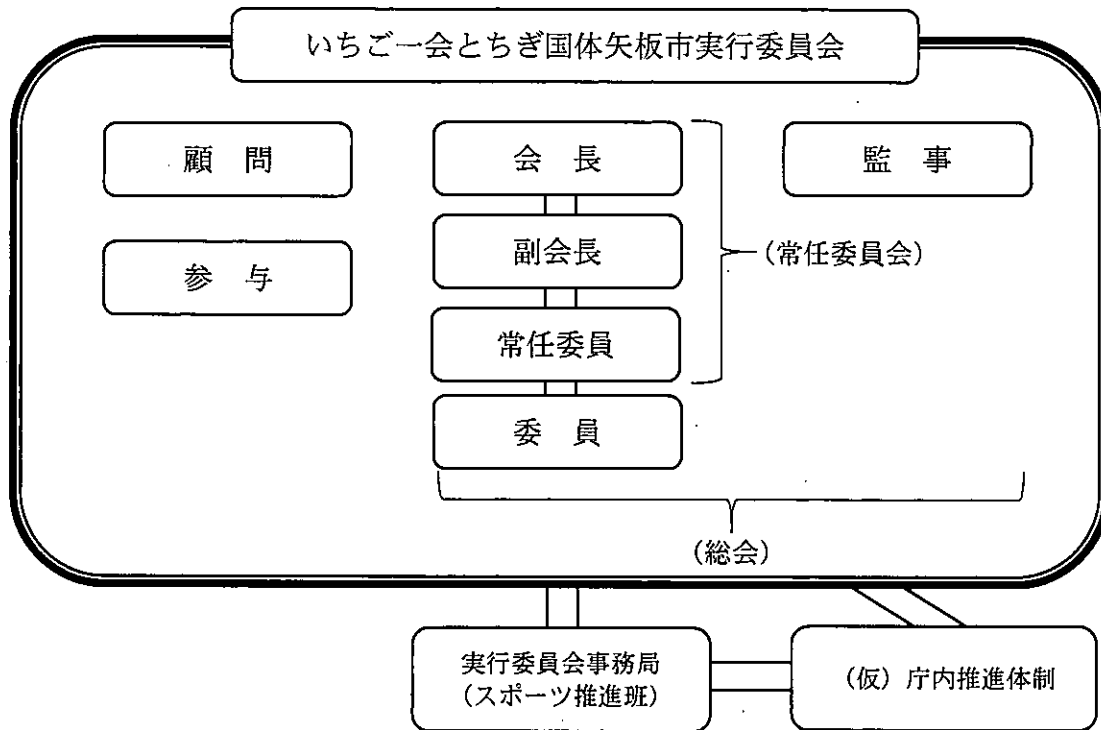
いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

常任委員会委員名簿

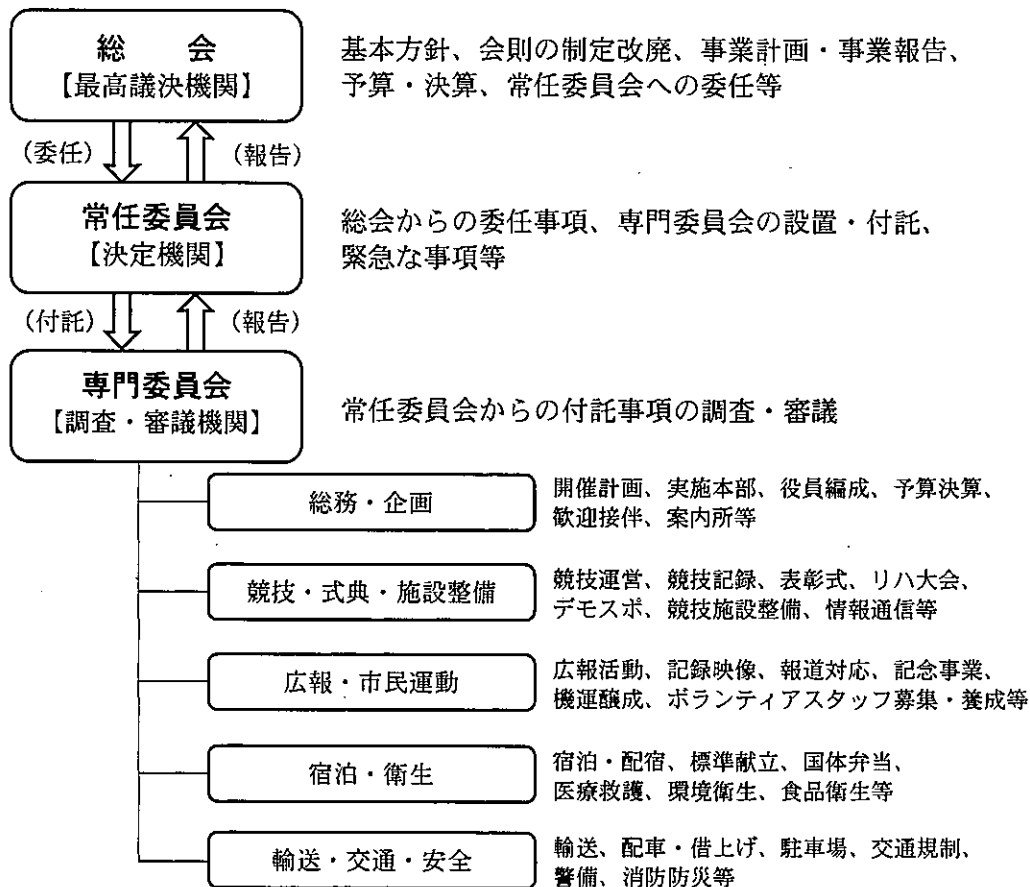
(令和元年8月22日現在)

番号	肩書	機関・団体名	役職	氏名(敬称略)	備考
1	会長	矢板市	市長	齋藤 淳一郎	委員長
2	副会長	矢板市	副市長	横塚 順一	副委員長
3	副会長	矢板市教育委員会	教育長	村上 雅之	
4	副会長	矢板市議会	議長	石井 侑男	
5	副会長	矢板市体育協会	会長	山口 忠男	
6	副会長	矢板市商工会	会長	東泉 清寿	
7	常任委員	矢板市議会	副議長	関 由紀夫	
8	常任委員	矢板警察署	署長	鈴木 清貴	
9	常任委員	塩谷広域行政組合矢板消防署	署長	藤田 裕二	
10	常任委員	矢板市小中学校校長会	会長	小川 光正	
11	常任委員	栃木県立矢板高等学校	校長	菅野 光広	
12	常任委員	栃木県立矢板東高等学校	校長	稲葉 昌弘	
13	常任委員	学校法人矢板中央高等学校	校長	五味田 謙一	
14	常任委員	矢板市体育協会	副会長	坪山 健一	
15	常任委員	矢板市体育協会	副会長	森島 幸男	
16	常任委員	矢板市体育協会	副会長	田城 孝	
17	常任委員	公益社団法人栃木県サッカー協会	会長	星野 務	
18	常任委員	矢板市サッカー協会	会長	青木 克明	
19	常任委員	一般財団法人栃木県野球連盟	会長	中山 勝二	
20	常任委員	矢板市野球連盟	会長	猪瀬 岩夫	
21	常任委員	栃木県オリエンテーリング協会	理事長	荻田 育徳	
22	常任委員	矢板市観光協会	会長	高柳 真知子	
23	常任委員	矢板旅館組合	組合長	和田 安司	
24	常任委員	株式会社JR東日本ステーションサービス宇都宮駅務管区	矢板ブロック長	荒井 康夫	
25	常任委員	一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文	
26	常任委員	一般社団法人栃木県タクシー協会	会長	荒井 勝	
27	常任委員	一般社団法人塩谷郡市医師会	会長	岡 一雄	
28	常任委員	矢板市区長会	会長	平山 和博	
29	常任委員	矢板市総合政策部	部長	三堂地 陽一	
30	常任委員	矢板市総務部	部長	塚原 延欣	
31	常任委員	矢板市健康福祉部	部長	石崎 五百子	
32	常任委員	矢板市市民生活部	部長	小野寺 良夫	
33	常任委員	矢板市経済建設部	部長	津久井 保	
34	常任委員	矢板市議会事務局	局長	薄井 勉	
35	常任委員	矢板市教育委員会事務局教育部	部長	小瀧 新平	
36	常任委員	矢板市監査委員事務局	局長	森田 昭一	
37	常任委員	矢板市上下水道事務所	所長	河野 和博	

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会 組織体制図



会議体の構成



事務局連絡先

矢板市教育委員会事務局教育部
生涯学習課スポーツ推進班

〒329-2165

矢板市矢板106番地2

矢板市生涯学習館内

電話0287-43-6218

FAX0287-43-4436

メール [syogaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp](mailto:syougaigakusyuka@city.yaita.tochigi.jp)